

令和3年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（D日程入試）

## 憲法・民法・刑法

### 注意事項

以下をよく読んで、間違いないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのI）、民法につき1枚（そのII）、刑法につき1枚（そのIII）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははつきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

## 憲法（配点 100 点）

X1は、X4の子であり、X2、X3の母である。X4は、夫のAと婚姻関係が継続中に、Aの暴力から免れるために別居し、その間にBと交際して懷妊し、X1を出産したが、Bが提出したX1の出生届はAの嫡出推定が及ぶことを理由に不受理とされ、その結果、X1は無戸籍となった。X1は、その後X2、X3を出産したが、X2、X3は、X1が無戸籍であったため、いずれも無戸籍となった。そこで、X1～X4は、嫡出否認の訴えの提起を子の父（子の母の夫）のみに認める民法774条～776条の本件各規定は、合理的な理由なく、父と子、夫と妻との間で差別的な取扱いをしており、社会的身分による差別を禁止する憲法14条1項に該当し、同項及び憲法24条2項に違反していることが明らかであるにもかかわらず、国会は本件各規定の改正を怠っており、その立法不作為は国家賠償法上違法であると主張し、Y（国）に対し、同法1条に基づき、X1～X3はその差別を受けた子、X4はその差別を受けた妻として、各自の被った損害の賠償を求めて提訴した。

以上のこと前提として、X1～X4の訴えは認められるかどうか。理由を明示して各自の見解を述べなさい。

## 民法（配点 100 点）

2020 年 6 月、建設業者 A は、B との間で、期限を 2020 年 10 月末日、請負代金 1000 万円は完成した建物の引渡しと同時に支払うという条件で、建物建築請負契約（本件契約）を締結した。2020 年 8 月、A は本件契約により取得した請負代金債権 1000 万円（本件債権）について、C に 900 万円で譲渡した（本件譲渡）。

2020 年 11 月 1 日、C が、本件譲渡により取得した本件債権の履行を B に求めたところ、B は次のように述べて、C への履行を拒絶した。

B の言い分：2020 年 6 月に本件契約を締結する際、A から、本件契約の請負代金債権を第三者に売却してもよいかという打診があった際、まだ建物が完成するかどうか分からぬのに代金債権の売却など認められないと A にはっきり告げ、A もその点は承諾した上で契約を締結したはずだ。それなのに、2020 年 8 月になって、A から電話で、本件債権を C に売却したので、代金は C に支払ってほしいと一方的に告げられたので、そのような話は受け入れられない、もし C から代金の請求があった場合には、本件契約を解除するからそのつもりでいるようにと告げて電話を切った。にもかかわらず、建物の引渡しが済んだとたんに C が代金の支払いを請求してきたことは、大変遺憾である。確かに、A から建物の引渡しを受ける際に、代金は後日請求するので払ってほしいと言われたが、C に払うことを承諾した覚えはない。また、引渡しを受けた建物には、いくつか修繕を要する不備が見つかっている。どの程度の修繕が必要かはこれから確かめるが、場合によっては本件契約を解除することも考えている。その場合には、C に対してはもちろん、B に対しても本件債権にかかる請負代金債務の支払いをする義務はないはずだ。いずれにせよ、C からの請求には応じられない。

B の言い分について、法的な観点から論評しなさい。

## 刑法（配点 100 点）

以下の事実について、XYZ の罪責を、具体的な事実を適示して、論じなさい。

Xは、仲間数人と、電話によって、特に老齢の者を騙すことによって、金員を取得することを繰り返していた。

ある日Xは、仲間のある者に指示し、Aに対して、Aの長男であるかのように装い、勤務会社の小切手を紛失したので、100万円貸してほしい旨の電話をさせた。Aは、この電話を信じ込み、さっそく銀行に出向き、100万円を引き出し、家で待っていると、約束の時間に、面識のないYが訪ねてきた。Yは、自分の友人で、Xの仲間でもあった者から依頼され（その際、その友人はAにかかってきた上記の電話については何も話さなかった）、Aの家に出向き、Aの手渡す物を受け取りに行ったのであった。Yは、Aから紙に入った袋を手渡されたとき、この中身は現金であり、もしかしたら、今世間で問題となっているオレオレ詐欺に関わっているのではないかと思ったものの、頼まれた友人は長い付き合いがあり、Yが経済的に困っているとき、たびたび助けてもらっていたり、今回も、若干の報酬をもらえる約束をしていたことから、その紙袋を受け取った。そして、その紙袋を頼まれた友人に渡し、報酬として5万円を受け取った。

別の日、Xの仲間は、Bに電話し、同じような虚偽の事実を述べた。しかし、Bはこれを不審に思い、警察に相談したところ、対応した警察官から、騙されたふりをして、警察に協力してほしいという依頼を受けた。今回のXの仲間からの電話では、Bは100万円の現金を、指定された住所に宅配便により、送付するということが求められていた。Bは、警察官の指示に従い、その宅配便に模擬現金を入れ、指定された住所に送付した。送付された住所にはZが住んでいた。Zもまた、経済的に困窮しており、Xの仲間と関係をもつ者から依頼され、送付されてきた物を、別の所に転送することとなっていた。Zは、送付されてきた物を見て、これは何か違法な物なのではないかと疑いつつも受け取った。直後、張り込んでいた数人の警察官によって、Zは逮捕された。

[このページは空白です。]